

○熊本県障害者施策推進審議会条例〔障がい者支援課〕

昭和48年3月31日

条例第15号

〔熊本県心身障害者対策協議会条例〕をここに公布する。

熊本県障害者施策推進審議会条例  
(平6条例17・平24条例16・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、熊本県障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平6条例17・平12条例78・平16条例54・平23条例41・平24条例16・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(昭57条例29・平6条例17・平24条例16・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(平24条例16・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平6条例17・平24条例16・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平9条例1・平24条例16・一部改正)

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平24条例16・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成6年6月規則第33号で、同6年6月1日から施行)

附 則(平成9年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第78号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年10月1日条例第54号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則(平成23年10月14日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月6日条例第16号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。

(定める日=平成24年5月21日)